



Feature

特集

番号制度に向けた準備

総務省大臣官房企画課個人番号企画室／自治体に必要なシステム面の整備

番号制度の導入に向けた情報システムの対応について

総務省大臣官房企画課個人番号企画室主査 矢後 雅司

1 番号制度の導入に向けた情報システムの対応の全体像

地方公共団体に求められる番号制度の導入に向けた情報システムの改修等として、具体的には、

- ①既存住基システムの改修（市区町村のみが対象）
- ②団体内統合宛名システム等の整備
- ③中間サーバーの導入
- ④既存業務システムの改修

がある（図-1）。

2 既存住基システムの改修（市区町村のみが対象）

既存住基システムの改修にあたっては、住基ネットとの連携や中間サーバーとの連携に係る改修方針を策定することが必要となる。

システム改修のポイントとしては、

- ア. 個人番号とすべき番号の取得
- イ. 住民票への個人番号の記載
- ウ. 各種業務処理への個人番号の追加
- エ. 個人番号の通知と個人番号カードの交付に係る対応
- オ. 情報連携への対応（符号取得要求機能の追加、世帯情報の提供に係る対応）
- カ. 個人番号の初期一斉取得から施行日までの間の

対応等がある。

上記「カ」の個人番号の初期一斉取得から施行日までの間の対応は、具体的には、施行日前に個人番号とすべき番号が準備行為として送信されることが想定されるため、これらを既存住基システムで受領し、保存したとしても、施行日までは住民票の写しや転出入等の異動処理等に個人番号付きの情報が反映されないようにすることが必要となる。

また、施行日を迎えた際に、施行日時点で適切に個人番号の情報が反映され、使用できるようにする必要がある。履歴管理においても、施行日時点で個人番号が追加される処理が行われたこととなるよう対応が求められる。

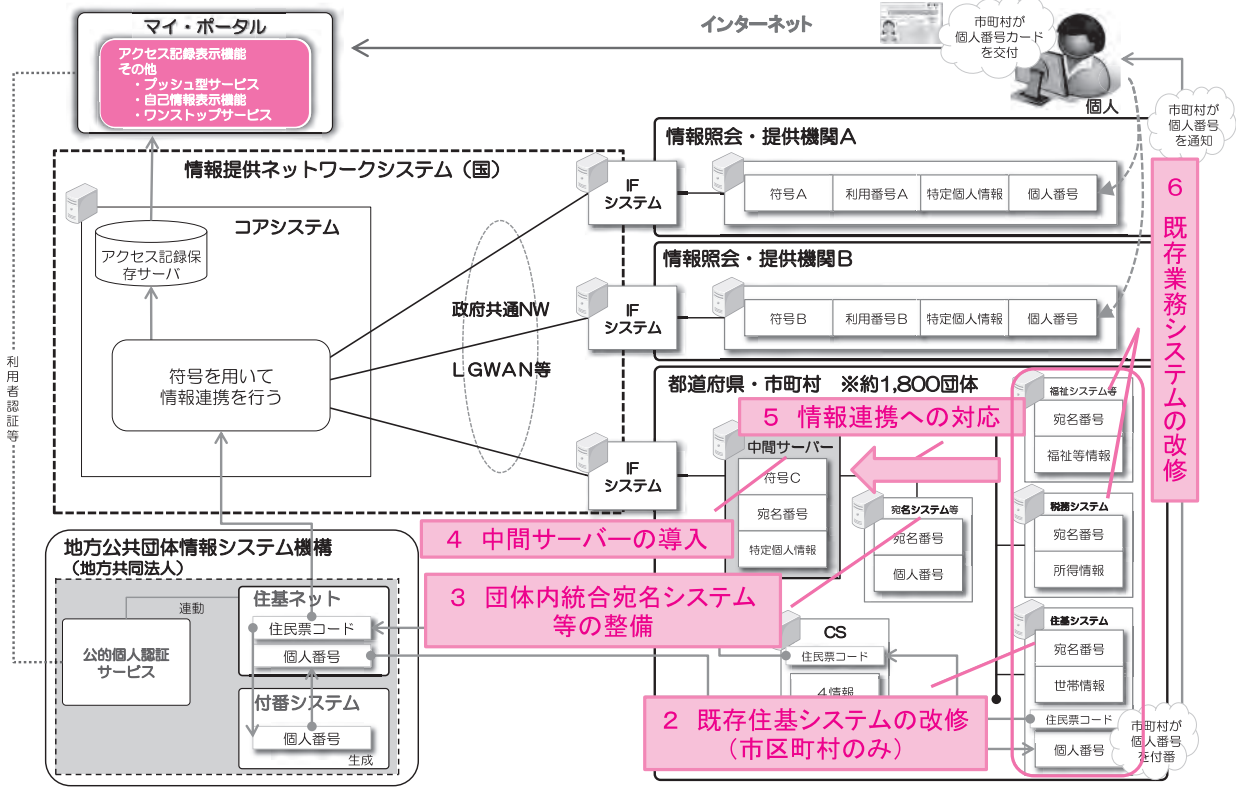
その他、市区町村の判断により、必要に応じて、データベースの増強、住基ネットコミュニケーションサーバ（CS）とのオンライン接続、回線帯域の増強等を検討する必要がある。

3 団体内統合宛名システム等の整備

団体内統合宛名システムは、既存業務システムで管理する宛名情報を統一的に管理することができるように整備するものである。

この基本的な機能に加え、番号制度に基づく情報

図-1 個人番号制度に係る地方公共団体のシステム整備について(全体像)



※赤枠内の番号は、本文の章番号に対応している

連携にあたって必要な符号の取得に係る機能、宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐づけて保存し、管理する機能、中間サーバーからの要求に応じて宛名情報を通知する機能等が番号制度の導入にあたって必要となる。

また、団体内統合宛名番号に紐づく最新の宛名情報を既存業務システムに通知する機能等を担うことにより、地方公共団体における業務を実施する上で、重要な位置付けを担うものとなる。

団体内統合宛名システム等(団体内統合宛名システムと当面の対応として考えられる団体内統合利用番号連携サーバーを含む。以下同じ。)の整備は、地方公共団体の宛名情報管理の統合状況により対応方針が異なるため、団体内の宛名情報管理に係るシステムの状況を確認し、団体内統合宛名システム等の実現方針を決定することになる。

番号制度の導入後においては、情報連携を行うため、中間サーバーにおいて、各地方公共団体の保有する個人情報と符号(情報提供ネットワークシステムにおける情報連携において、個人の特定のために用いられる見えない番号)を紐づけて管理することになるが、セキュリティ確保の観点から中間サーバーでは個人番号そのものは保有しないこととしている。

中間サーバーでは、各地方公共団体において一意に特定の個人を識別する番号(団体内統合宛名番号等(団体内統合宛名番号と当面の対応として考えられる団体内統合利用番号を含む。以下同じ。))と符号を紐づけて管理することとしている。

各種事務において情報連携を行うためには、別途、個人番号と団体内統合宛名番号等の紐づけを管理するシステムが必要となるところであり、団体内統合宛名システム等がこの役割を担うものである。



団体内統合宛名システム等の整備にあたっては、以下の3分類のいずれに該当するかを確認し、整備方針を決定することとなる。

①番号法において情報連携が義務づけられる事務のすべてについて、既に宛名管理が統一されている団体

既存の宛名管理システムに個人番号の追加を行う改修により対応が可能と考えられる。

②番号法において情報連携が義務づけられる事務の一部について、宛名管理が統一されている団体

システムの状況によるが、最も多く住民情報を保有している既存の宛名管理システムをベースに改修を行うことが効率的であると考えられる。

ただし、当面の対応として、中間サーバーにおいて、符号と団体内統合利用番号との紐付けを行うのみの団体内統合利用番号連携サーバーを整備することによる対応も考えられる。

この場合においても、番号法において情報連携が義務づけられる事務に係る既存業務システムにおける利用番号すべてについて、団体内統合利用番号との紐付けを行う必要がある。

③番号法において情報連携が義務づけられる既存業務システムにおいて宛名管理が統一されていない団体

番号制度の導入を契機に、番号法において情報連携が義務づけられる事務について、効率的に名寄せを行う方策を検討することが必要となる。その上で、新規に団体内統合宛名システムを整備することが必要となる。

ただし、当面の対応として、団体内統合利用番号連携サーバーを整備することも考えられる。

番号制度における情報連携では、基本的に、団体内統合宛名番号等と個人番号の紐付けの管理ができれば、中間サーバーを介しての情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携は可能となる。したがって、番号制度における情報連携にあたっては、少なくとも、団体内統合利用番号連携サーバーとし

での対応が必要となる。一方、より業務システムの効率化を推進する等のためには、団体内統合宛名システムを整備することが必要となる。

各地方公共団体においては、宛名管理に係る統合状況、システムの実態、団体におけるニーズ、費用対効果等を踏まえながら、上記①から③までの分類に応じ、対応を検討する必要がある。

そして、検討の結果、決定された団体内統合宛名システム等の整備方針を踏まえ、団体内統合宛名システム等の改修箇所を洗い出し、改修を行う必要がある。

4 中間サーバーの導入

中間サーバーの導入にあたっては、地方公共団体間の情報連携で重要となる中間サーバーとの連携仕様、連携方式及び各種特定個人情報のデータ量・形式等を検討することが必要となる。

(1) 中間サーバーの導入方針の決定

既存業務システムと情報提供ネットワークシステムとの間の情報授受の仲介の役割を担う中間サーバーは、ソフトウェアを総務省が開発し、ハードウェアを各地方公共団体において整備することとなっている。

ハードウェアについては、クラウドの積極的な活用により共同化・集約化を図ることとし、地方公共団体情報システム機構が全国2ヵ所に中間サーバー・プラットフォームを用意することとなっている（平成26年度後半から27年度）。

地方公共団体においては、まず、中間サーバー・プラットフォームを利用するか否かを決定することが必要となるが、政府としては、クラウドを活用した中間サーバー・プラットフォームの積極的な活用を推進しているところである。

中間サーバー・プラットフォームを活用しない地方公共団体は、独自に中間サーバーを構築するか、他の地方公共団体と共同で構築を行うかといった選

択について、セキュリティ・費用対効果等の観点から、十分に検討することが必要となる。

なお、中間サーバー・プラットフォームを利用する場合は、中間サーバーの導入に係る調達や導入作業は不要である（図-2）。

(2) 連携仕様の確認

中間サーバー・プラットフォームを活用しない地方公共団体は、既存業務システムと中間サーバー、中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとのデータ連携の条件を確認するとともに、構築スケジュールの作成を行うことが必要となる。

中間サーバー・プラットフォームを活用しない場合は、「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」や、デジタルPMOに掲載されている「情報提供ネットワークシステム等の外部インターフェイス仕様書」「中間サーバー・ソフトウェアの外部インターフェイス仕様書」等を参照し、中間サーバーに係る連携仕様を確認するとともに、中間サーバーの導入に向けて、計画的に作業を進めることとなる。一方、中間サーバー・プラットフォームを活用する場合は、地方公共団体情報システム機構から各種情報が提供されるため、上記の作業は不要となるが、

当該情報等を踏まえ、中間サーバー・プラットフォームを活用するにあたっての庁内ネットワークの整備等について検討を行い、対応スケジュールを作成することが必要となる（図-3）。

5 情報連携への対応

情報連携への対応にあたっては、中間サーバーと既存業務システムとのデータ連携を実施するためのデータ標準の確認、影響調査を行うことが必要となる。

データ標準とは、番号法別表第二に掲げる情報照会者、事務、情報提供者及び特定個人情報の項目を整理・標準化したものであり、特定個人情報が確実に、かつ適切な権限により提供されることをシステムとして保証するため、情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供するデータについて、データ項目及びデータ属性（データ型・桁、コード定義・値等）を定義するものである。

地方公共団体に関連するデータ標準についても、デジタルPMOに掲載されており、掲載されているデータ標準をすべて確認する必要がある。

データ標準を確認する観点としては、①既存業務

システムにおいて使用しているデータ項目がデータ標準と合致しているか否か、②データ標準において定義される各種データ項目のデータ定義について、既存業務システムが利用しているデータ項目のデータ定義と合致しているか否か等があり、特定個人情報ごとに確認した上で、合致していない等の課題がある場合には、デジタ

図-2 地方公共団体の中間サーバー整備の共同化・集約化の基本的考え方

■ 番号制度導入にあたって、地方公共団体において整備が必要となる中間サーバーについては、次のとおりクラウドの積極的活用等により、共同化・集約化を推進。

① ソフトウェア：国による一括開発

◆ 中間サーバーのソフトウェアは、地方公共団体において共通的に整備することが必要となるものであり、国（総務省）において一括開発（平成25年度～）し、地方公共団体に配布（当該ソフトウェアの保守は地方公共団体情報システム機構が実施）

② ハードウェア：クラウドによる共同化・集約化

◆ 中間サーバーのハードウェアの整備は、クラウドの積極的な活用により共同化を図ることとし、中間サーバーの拠点（「中間サーバー・プラットフォーム」）を、地方公共団体情報システム機構が全国2カ所に用意（平成26年度後半～27年度で整備）
⇒ LGWAN-ASPの活用
⇒ 地方公共団体情報システム機構が用意するこのプラットフォームを各都道府県・市区町村が活用
→ (a) イニシャルコスト・ランニングコストの節減、(b) セキュリティ、運用の安定性の確保につながるもの



図-3 中間サーバーについて

- 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行うため、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理し、情報提供ネットワークシステム・インターフェイスシステムと既存業務システムとの情報の授受を仲介する役割を担うもの。
- 中間サーバーのソフトウェアは、国（総務省）で一括開発することとしており、地方公共団体に配布する予定。
- 地方公共団体の中間サーバーのハードウェアは、(a)イニシャルコスト・ランニングコストの節減、(b)セキュリティ、運用の安定性の確保の観点から、クラウドの積極的な活用により共同化を図ることとし、中間サーバーの拠点（「中間サーバー・プラットフォーム」）を、地方公共団体情報システム機構が全国2カ所に用意する予定。

中間サーバーの主な機能(概要)

機能名	概要
符号管理機能(※)	符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能。
情報照会機能	情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。
情報提供機能	情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。
既存システム接続機能	中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。
情報提供データベース管理機能	特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。
データ送受信機能	中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。
システム管理機能	バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。

※個人情報の保護等の観点から、中間サーバーでは個人番号を保持しないこととし、情報連携に用いる符号と、各団体内において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号等で、個人の紐付けを行うこととする。
⇒ 個人番号と団体内統合宛名番号等を紐づける団体内統合宛名システム等の整備が必要。

ルPMOのテクニカル・サポート等に問い合わせ、不明点等を解消することになる。

6 既存業務システムの改修

市区町村及び都道府県において対応が必要な住基システム、税務システム及び社会保障システム等について、「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」等の読み込み、業務フローの検討、そして、各種データ標準の検討を踏まえ、既存業務システムの改修に向けた全体のスケジュールを作成した上で、改修を行う必要がある。

改修の負荷が高いことが見込まれる団体（大規模団体等を想定）においては、平成26年度から、改修の負荷が低いことが見込まれる団体（パッケージソ

フトウェアをノンカスタマイズで導入する団体や小規模団体等を想定）においては、27年度からの計画的な対応が想定されるが、対応時期については、各団体のシステムの状況等を踏まえ、個別に検討することが必要である。

7 スケジュール

今後、番号制度のスケジュールを踏まえ、地方公共団体における番号制度の導入に向けた情報システムの改修等を行っていく必要がある。

平成29年7月から地方公共団体において開始予定の情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を実現するため、中間サーバー・ソフトウェアの設計・開発情報等を基に、既存業務システムの改修・

整備を進めていく必要がある。

また、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携について、総合行政ネットワークを通じて行うことから、中間サーバー・プラットフォームの設計・開発情報等を基に、庁内のネットワークについて所要の見直しを行うことが求められる。

さらに、番号制度の導入に向けた情報システムの改修等にあたって、システムの要件定義の終了までに特定個人情報保護評価を実施することが原則とされており、中間サーバー・ソフトウェアを設計・開発する総務省から特定個人情報保護評価書の作成に必要な情報を提供しているの、これを参考に適切に評価を実施しなければならない。

これらについては、28年1月からの実施を想定している団体内システム連携テスト（地方公共団体の内部で実施する、中間サーバーと各既存業務システムの接続テスト）までに実施しなければならない。

さらに、28年7月から、情報提供ネットワークシ

ステム全体の総合運用テストが予定されており、団体内のシステム連携テストは、これまでに実施することになる。

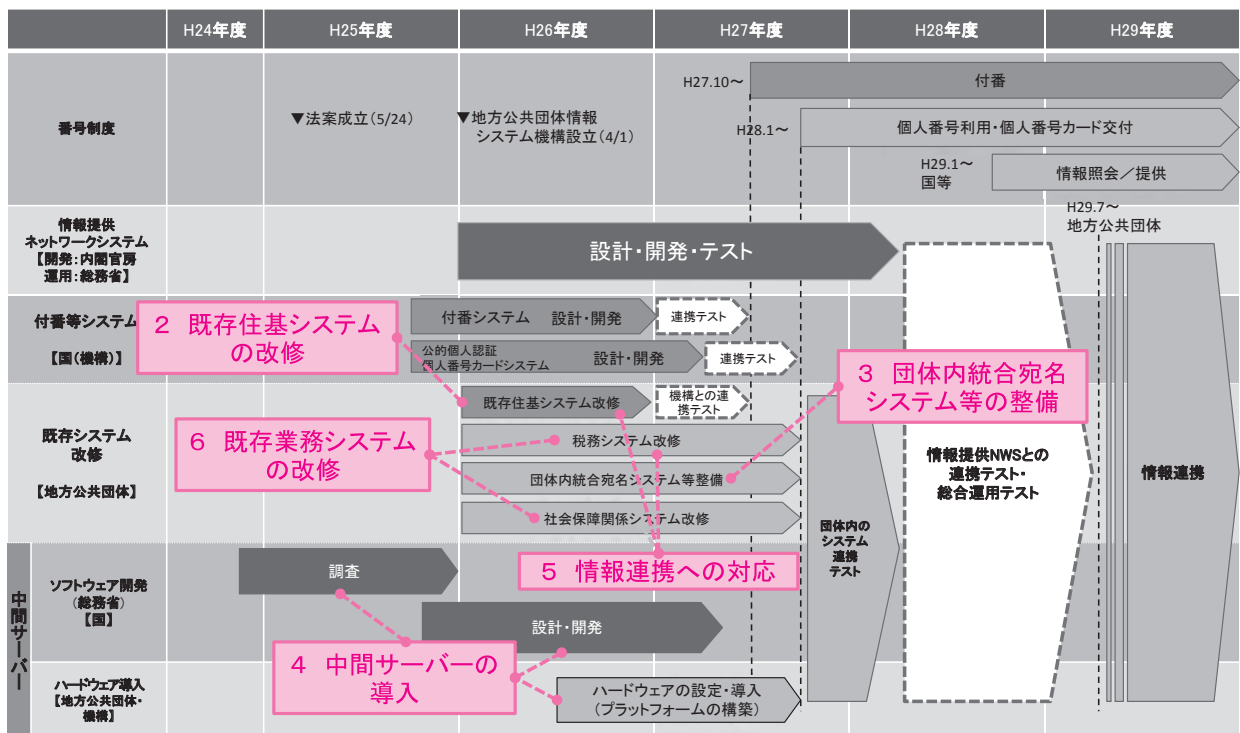
上記の対応に加え、29年7月からの情報連携に向けて、情報提供の対象となる特定個人情報については、データ標準に基づき、データの整備を行い、中間サーバーに副本として登録する準備を行っていくことが必要となる（図-4）。

8 おわりに

地方公共団体には、番号制度において中心的な役割を担うことが期待されている。

番号制度の担当の方々には、工程管理を適切に行っていただき、番号制度の円滑な導入に向けた情報システムの改修等の準備を進めていただくことにより、番号制度の導入を契機に、住民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図っていただきたい。

図-4 社会保障・税番号制度導入に向けた地方公共団体関係のスケジュール



※赤枠内の番号は、本文の章番号に対応している